

令和8年3月17日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八幡平市長 佐々木孝弘

市町村名 (市町村コード)	八幡平市 (214)	
地域名 (地域内農業集落名)	五百森 (五百森)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月12日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ①担い手が不足している
- ②農地の分散が著しく担い手のキャパシティを超えており、集約が急務
- ③小区画、変形田が点在している
- ④一部の水路の草刈り等、環境の整備不良が常態化している

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稲(主食用米、飼料用米)を中心に高収益野菜(トマト、ほうれん草、ピーマン、ネギ等)、花き(りんどう)栽培に取り組み、複合化による経営の安定化を図る。
- ・耕畜連携に取り組み経営と環境にやさしい循環型農業を集落で目指す。
- ・水路の草刈りや泥上げ等の管理を資源保全組合と協力し適正な圃場環境を目指していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	191 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	191 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、耕作を継続できなくなった農地については保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地の貸し手は、隣接する圃場の所有者(耕作者)や農地中間管理機構に相談して進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落の農地の所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
現状では、大規模な基盤整備事業は考えていない。しかし、かつて基盤整備等を行った圃場が60年、40年経過しており、長寿命化に向け、資源保全組合と協議、連携しながら、用排水や側溝等の整備を計画して行きたい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・担い手育成・確保に向け、資源保全組合と連携し、集落外の農業者への働き掛けや営農組合の組織化を引き続き協議していく。 ・後継者確保と新規就農者発掘のためにJAや普及センター、土地改良区等と連携を図り、必要な情報提供ができるように、集落が主体となり、きめ細かな支援を行いたい。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化および高齢化による作業の負担軽減等のため、担い手がカバーできない作業をJA新しいわて等への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

--